

自動車賃貸借契約書（案）

沖縄県衛生環境研究所 所長 久高 潤（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、賃貸借車輛を公務遂行の用に供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

（契約の対象物件）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる車輛を賃貸し、甲はこれを賃借する。

ただし、自動車の登録番号及び車体番号は、納車後に確定するものとする。

- （1）年式・車名
- （2）登録番号
- （3）車台番号
- （4）車体の色
- （5）数量
- （6）付属品

（車輛の引渡及び瑕疵）

第4条 乙は、道路運送車輛法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、速やかに甲に引き渡すものとする。

- 2 車輛の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観、その他すべての点について良好な状態にあることを確認のうえ行うものとし、瑕疵がある場合は乙の責任において瑕疵の改善を行うものとする。
- 3 引渡し後のすぐに分からない隠れた瑕疵があった場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、契約期間の開始する日までに物件を納入できない場合は、甲に対し物件と同等の代車を提供しなければならない。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料金は、総額 円（月額 円）とする。

（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円、月額 円とする）

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 前項に規定する車両の賃貸借料の総額 円の年度別の内訳は、以下の通りとする

令和8年度総額	円（月額	円×8箇月）
令和9年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和10年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和11年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和12年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和13年度総額	円（月額	円×4箇月）

(消費税額等)

第6条 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

(料金の請求、支払い)

第7条 前5条に定める賃貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受けて、当該料金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項による適正な請求書の受理した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき理由により料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に定められた率によって計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(公租公課)

第9条 賃貸借車輛に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車輛の使用、保管)

第10条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用し保管するものとする。

- 2 車輛の使用及び保管方法等が適当でないと認められる時は、乙は甲に対して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、善良なる管理者の注意義務に従い運転に支障のないよう日常の点検を実施するものとする。

(保守点検)

第11条 乙は、本契約の期間中において、車輛について次の各号に掲げる点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車輛法に基づく定期点検整備及び継続検査
 - (2) 車両メーカーの指定する点検整備
 - (3) 車両の正常使用中に発見された故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品及び油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)
- 2 前項に定める保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時など、これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙は、車検、点検整備、修理、事故修理等を行う期間中、甲が必要とした時は、この間乙の選定する代車を甲に無償で貸与するものとする。

(甲の修理費負担)

第13条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第14条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 新車購入価格(免責金額0円)
- (2) 対人賠償責任保険 無制限(1事故につき)
- (3) 対物賠償責任保険 無制限(1事故につき)
- (4) 搭乗者傷害保険 1,000万円(1名につき)

(損害賠償責任)

第15条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第17条 甲は契約の期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は本契約を解除できるものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく解除を申し出たとき。
 - (2) 責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第2条から4条までの規定に違反したとき。
 - (4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに求められるとき。
 - (5) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (6) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 3 甲または乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前1項から3項の場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第18条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第19条 乙は、この契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

- 第20条 この契約に定めのない事項または本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

令和 年 月 日

甲 : 沖縄県うるま市字兼箇段17番地1
沖縄県衛生環境研究所
所長 久高 潤

乙 :